

務	00	01	5 年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

人 安 第 4 0 号
令 和 7 年 5 月 2 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

改正児童福祉法による一時保護時の司法審査の導入に伴う留意事項について
児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。
別添1・2）第3条の規定の施行により、児童相談所長又は都道府県知事（以下「児童
相談所長等」という。）が一時保護を行うときは、当該一時保護を行うことについて親
権者等の同意がある場合等を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内又は一
時保護を開始する前に、裁判官に一時保護状を請求しなければならないことなどを内容
とする一時保護時の司法審査（以下「司法審査」という。）が令和7年6月1日に導入
されることとなった。

司法審査の概要及びその導入に伴う留意事項は下記のとおりであるので、引き続き児
童相談所長等と緊密に連携を図り、対応に遺漏のないようにされたい。

記

1 司法審査の概要

(1) 一時保護の要件

改正法第3条の規定の施行後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」
という。）第33条第1項は、児童相談所長等が児童の一時保護ができる場合として、
児童虐待のおそれがあるとき、少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項
の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であって、必
要があると認めるときを規定しており、同項の規定に基づき、児童福祉法施行規則
の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第113号）による改正後の児童福祉
法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「改正児童福祉法施行規則」という。
別添3）第35条の3第2号は、少年法第6条の6第1項の規定による送致を受けた
場合又は警察官から法第25条第1項若しくは児童虐待の防止等に関する法律（平成
12年法律第82号）第6条第1項の規定による通告を受けた場合を規定している。

(2) 一時保護状の請求

児童相談所長等が一時保護を行うときは、以下に掲げる場合を除き、一時保護を
開始した日から起算して7日以内に、法第33条第1項に掲げる場合に該当し、かつ、
一時保護の必要があると認められる資料を添えて、これらの者の所属する官公署の
所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を
請求しなければならないとされた。また、この場合において、一時保護を開始する
前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないものとされた（法第33条第3
項）。

- 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の
同意がある場合
- 当該児童に親権を行う者又は未成年後見人がない場合

- 当該一時保護をその開始した日から起算して7日以内に解除した場合
(3) 一時保護状の請求却下の裁判に対する取消請求等

児童相談所長等は、裁判官が一時保護状の請求を却下する裁判をしたときは、速やかに一時保護を解除しなければならないものとされた。ただし、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、児童相談所長等は、当該裁判があった日の翌日から起算して3日以内に限り、法第33条第1項の場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料及び一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれると認められる資料を添えて、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官が所属する裁判所にその裁判の取消しを請求することができるものとされた（法第33条第7項）。また、この場合において、一時保護状の請求についての裁判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができるものとした（法第33条第9項）。

2 留意事項

- (1) 児童通告書等の適正な作成及び速やかな送付

改正児童福祉法施行規則第35条の3第2号の該当性を裏付ける資料については、「「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」について」（令和6年12月26日付けこ支虐第466号）が、警察が作成する送致書、児童通告書等の書類を例示していることから、これらの書類が司法審査に用いられることを前提に、引き続きその内容に誤りがないように作成することはもとより、「児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について」（令和7年4月1日付け人安第1号。以下「児童虐待通達」という。）1(3)アにおいて示したとおり、警察の対応状況等の記録を用いて児童の身体の状態や保護者の対応等を客観的かつ具体的に記載し、司法審査に係る時間的な制約を踏まえて、速やかに児童相談所に送付すること。

- (2) 通告後の情報提供等

児童虐待通達1(3)ウにおいて示したとおり、児童相談所への通告後においても、児童相談所から求めがあった場合を含め、警察が保有する関連情報を必要かつ相当な範囲で提供するなどして、児童相談所における一時保護状の請求及び一時保護状の請求却下の裁判に対する取消請求が適切に行われるよう配意すること。

本件担当

人身安全対策課
人身安全対策第二係
少年事件係
少年対策係